

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

けってい ちょうさへん
決定・調査編



ハニワ部長

えんりよ そうだん
遠慮なくご相談ください！

はっ こう れいわ ねん がつ
発行 | 令和8年3月

 **堺市**
SAKAI CITY

もくじ 目次

1	保護の決定について	1
2	最低生活費について	1
3	収入と生活保護費の関係について	2
4	生活保護費の返還決定について	3
5	生活保護費の徴収決定について	4
6	各種調査について	6
7	相談について	9
8	よくある質問	10

1 保護の決定について

最低生活費（保護基準）は、あなたの家族の人数や年齢、家族構成などによって国

（厚生労働大臣）で、その基準が決められています。そして、この基準とあなたの世帯のすべての

収入を比べて、保護基準より収入が少ないときにその不足分を扶助（支給）します。

2 最低生活費について

最低生活費とは衣食などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な給食費などの教育費、

高等学校への就学に必要な費用などの生業費、介護・医療費、出産費用、葬祭費用などのうち、必要

な費用を足したものです。

さいていせいかつひ 最低生活費				
せいかつふじよ 生活扶助		じゅうたくふじよ 住宅扶助	きょういくふじよ 教育扶助	たふじよ その他扶助 (かいご・いりょう・しゅつさん・せいぎょう・そうさい 介護・医療・出産・生業・葬祭)
きじょうせいけいふじよ 基準生活費等	かさん 加算			

しゅうにゅう せいかつ ほごひ かんけい 3 収入と生活保護費の関係について

しゅうにゅう ばあい 【収入がない場合】

さいていせいかつひ = せいかつ ほごひ
最低生活費 = 生活保護費

さいていせいかつひ 最低生活費	
せいかつ ほごひ 生活保護費	

ねんきん しゅうにゅう ばあい 【年金などの収入がある場合】

さいていせいかつひ - ねんきん てあて しゅうにゅう (※) = せいかつ ほごひ
最低生活費 - 年金や手当などの収入 (※) = 生活保護費

※ ねんきん てあて え ひつよう けいひ については こうじよ ばあい
年金や手当を得るために必要な経費については控除できる場合があります。

さいていせいかつひ 最低生活費	
ねんきん しゅうにゅう 年金などの収入	せいかつ ほごひ 生活保護費

はたら え しゅうにゅう ばあい 【働いて得た収入がある場合】

さいていせいかつひ - (はたら え しゅうにゅう - きんろうこうじよ) = せいかつ ほごひ
最低生活費 - (働いて得た収入 - 勤労控除) = 生活保護費

さいていせいかつひ 最低生活費	
はたら え しゅうにゅう 働いて得た収入	せいかつ ほごひ 生活保護費
きんろうこうじよ 勤労控除	

きんろうこうじょ せいのうしゅうがく おう がく こうじょ き そ こうじょ ひつようけいひ こうじょ じつび
勤労控除には、①収入総額に応じた額を控除する「基礎控除」、②必要経費を控除する「実費
こうじょ さいみまん かた きんろうしゅうにゅう いていがく こうじょ さいみまんこうじょ
控除」、③20歳未満の方の勤労収入から一定額を控除する「20歳未満控除」などがあります。

【収入が最低生活費を超える場合】

ほご う
保護を受けることができません。

さいていせいかつひ 最低生活費	しゅう にゅう 収入
--------------------	---------------

4 生活保護費の返還決定について

つぎ ばあい いちどしきゅう せいかつ ほごひ へんかん
次のような場合は、一度支給した生活保護費を返還していただきます。

【最低生活費や収入の変動があったとき】

せいかつじょう へんか しゅうにゅう そうが しきゅう せいかつ ほごひ ほんらいひつよう がく おお とき
生活上の変化や収入の増加により、すでに支給した生活保護費が本来必要な額よりも多くなった時は、
おお ぶん かえ しかいいこう せいかつ ほごひ しきゅうがく さ ひ ばあい
多くなった分を返していただきます。（次回以降の生活保護費支給額から差し引く場合もあります。）

【資力がありながら、保護を受けたとき】

きゅうはく じじょう しりよく ほご う ばあい しりよく きんせん か
急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その資力を金銭に換えてく
げんきんか あと じきゅう せいかつ ほごひ がく いりようきかん ほけんふくし そうごうせんたー ちよくせつし
ださい。現金化された後、受給した生活保護費の額（医療機関などに保健福祉総合センターが直接支
はら せいかつ ほごひ ふく しょうげん かえ
払った生活保護費を含みます。）を上限に返していただきます。

※ 資力が現金化されたときは、速やかに保健福祉総合センターに届け出てください。

※ 原則として資力の全額を返還していただきますが、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた場合などには返還額から控除が可能な場合があります。必ず事前にご相談ください。

※ 現金化した後は原則、保健福祉総合センターに返還する必要があるので、自立更生のために認められた場合などを除き生活費などに使わないでください。

生活保護法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

5 生活保護費の徴収決定について

事実と違う申請や不正な手段により生活保護費などを受け取ったときは、その費用を徴収します。

不正が悪質な場合には、徴収する額に加算する場合があります。（法第78条）

また、生活保護費を不正に受け取ったときは罰則が科される場合があります。（法第85条）

生活保護法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 省略

偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 省略

生活保護法第85条（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

かくしゅちょうさ 6 各種調査について

ちょうさ しゅし 【調査の趣旨】

ほご しんせい ほご ひつよう ひつよう ばあい ひつよう しんさ ほけん
保護を申請すると、保護が必要かどうか、必要な場合にはどれだけ必要なかを審査するため、保健

ふくしそごうせんたー かくしゅちょうさ おこな せいかつ ほご せいど りよう しんさ のうりよく た
福祉総合センターは各種調査を行います。これは、生活保護制度が利用できる資産や能力、その他あ

らゆるものを生活の維持のために活用することが要件となっているからです。生活保護が本当に必要な人

に、公平に、かつ適切に利用してもらうための大切な手続きでもありますので、調査にご協力ください。

ちょうさ じき 【調査の時期】

ちょうさ げんそく ほご かいしんせいご おこな ちょうさけっか もと にちいない ほご ひつよう
調査は、原則として保護開始申請後に行われ、調査結果に基づき 14日以内に保護が必要かどうかを

はんたん しんさ とくべつ じじょう ばあい きかんの
判断するための審査がなされます。ただし、特別な事情がある場合は、この期間が延びることがあります。

なお、これらの調査は申請時だけでなく、生活保護受給中にも必要に応じて行います。

ちょうさ ないよう 【調査の内容】

せいかつ ほご ちょうさ おも いか こうもく おこな
生活保護の調査は、主に以下の4つの項目について行います。

しんさ ちょうさ (1) 資産の調査

あなたや同一世帯の方が持っている財産について確認します。

具体的には、^{よちよきん}預貯金（^{ぎんこう}銀行の^{こうざ}口座など）、^{せいめいほけんとうかくしゆほけん}生命保険等各種保険、^も持ち家や^{いえ}土地、^{じどうしゃ}自動車、^{ききんぞく}貴金属などで、^{かつよう}活用できる^{しさん}資産がある場合は、それらをまず^{ばいきやく}売却して^{せいかつひ}生活費に使っていただきます（「^{しさん}資産の^{かつよう}活用」と言います）。

しかし、このような^{しさん}資産の中でも、^な最低限度の^{さいていげんど}生活維持のために^{げん}現に^{かつよう}活用されており、^{しよぶん}処分するよりも^{ほゆう}保有して^{かつよう}活用する方が、^{ほう}生活の^{せいかつ}維持や^{いじ}自立の^{じりつ}助長に^{じよちよう}効果があると認められる場合には、^{こうか}保有が認められることもありますので、まずは^{そうだん}ご相談ください。

（２）^{しゆうにゆう}収入の^{ちようさ}調査

あなたや同一世帯の方の^{どういつせたい}収入について^{かた}確認します。^{かくにん}具体的には、^{ぐたいてき}働いて得た^{はたら}給料、^え年金、^{ねんきん}手当、^{てあて}仕送^{しおく}りなどで受け取ったお^う金はすべて^{かね}対象となります。すでに受け取ったお^う金だけでなく^{かね}近い^{ちか}将来^{しやうらい}受け取る^と予定^{よてい}（^{かのうせい}可能性）のお^{かね}金についても、^{しんこく}もれなく^{せい}申告してください。^{せい}生活^{ほご}保護では、^{せたい}世帯に^{しゆうにゆう}収入がいくらあるかを^{せい}正確に^{はあく}把握し、その^{しゆうにゆう}収入だけでは^{さいていげん}最低限の^{せい}生活が^お送れない場合に、^た足りない^{ぶん}分の^{せい}生活^{ほご}保護費を^ひ支給^{しきゆう}します。

（３）^{かどうのうりよく}稼働能力の^{ちようさ}調査

あなたや同一世帯の方が^{どういつせたい}働くことができる^{かた}状態にあるかどうかを^{かくにん}確認します。
^{けんこうじやうたい}健康状態などを^{かくにん}確認して、^{はたら}働くことが^{かのう}可能な場合は、その^{ばあい}能力や^{のうりよく}状況に応じて、まず^{じぶん}自分の^{ちから}力で^{せい}生活^{せい}を立て^た直す^な努力をする^{どりよく}必要があります。^{はたら}働ける^{のうりよく}能力があるのに、^{しんし}真摯に^{しごと}仕事を探^{さが}す^{どりよく}努力をしないなど、

7 相談について

お住いの区の保健福祉総合センター生活援護課に相談してください。

【連絡先】

区	住所	連絡先	公共交通機関
堺 保健福祉総合センター 生活援護第一課 生活援護第二課	堺市堺区南瓦町3番1号 (市役所 本館2階)	TEL : 072-228-7498 FAX : 072-228-7870	南海高野線 堺東 南海バス 堺東駅前
中 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市中区深井沢町2470 番地7 (中区役所2階)	TEL : 072-270-8191 FAX : 072-270-8103	南海泉北線 深井
東 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市東区日置荘原寺町195 番地1 (東区役所2階)	TEL : 072-287-8110 FAX : 072-287-8117	南海高野線 萩原天神
西 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市西区鳳東町6丁600 番地 (西区役所3階)	TEL : 072-275-1911 FAX : 072-343-5050	JR阪和線 鳳 南海バス 西区役所前
南 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市南区桃山台1丁1番1号 (南区役所3階)	TEL : 072-290-1810 FAX : 072-290-1818	南海泉北線 梅・美木多 南海バス 梅・美木多駅
北 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市北区新金岡町5丁1番 4号 (北区役所3階)	TEL : 072-258-6751 FAX : 072-258-6678	南海バス 北区役所前・しもつ池 OsakaMetro御堂筋線 新金岡
美原 保健福祉総合センター 生活援護課	堺市美原区黒山167番地1 (美原区役所2階)	TEL : 072-363-9315 FAX : 072-362-0767	南海バス 美原区役所前 近鉄バス 美原区役所前

8 よくある質問

<p>しつもん 質問</p>	<p>かいとう 回答</p>
<p>持ち家に住んでいても保護は受けられますか？</p>	<p>その家で生活されている場合で土地・家屋の価値が基準内である場合は、住み続け たまま保護が受けられる可能性があります（ローン付住宅は除く）。土地・家屋の 価値が大きい場合は処分していただき、以後の生活の維持に役立てていただく場合が あります。</p>
<p>加入している生命保険は、すべて解約しなければなりませんか？</p>	<p>解約返戻金が医療費を除く最低生活費の概ね 3か月程度以下であり、保険料 額が最低生活費の 1 割程度以下の場合には、加入し続けられる場合があります 。ただし、解約したときには、解約返戻金相当額を返還していただきます。</p>
<p>自動車を持っていても保護は受けられますか？</p>	<p>売却して直ちに生活費に充てられない場合、自動車を持っていても保護を受けら れます。ただし、原則、生活保護の開始後に処分していただく必要があります。 障害のある方の通勤、通院やその他保有を認められる場合もあるのでご相談くだ さい。</p>
<p>保護開始後もオートバイや原動機付自転車を持ち続けることができますか？</p>	<p>125CCを超えるオートバイの保有は原則として認められません。 125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険 及び任意保険への加入等の条件を満たせば保有を容認できる場合がありますの でご相談ください。</p>
<p>返還の決定を受けましたが、やむを得ない事情で一括返済ができない時はどうすればよいですか？</p>	<p>調査の結果、一括返済できる資産がないことが確認できれば分割返済が認めら れる場合がありますのでご相談ください。</p>
<p>資力とは何ですか？</p>	<p>所有又は利用が認められない資産のことを言います。 これらの資産は、売却等により処分することで最低生活の維持のために活用してい たきます。現金化できたときは、返還対象となるので、使用せず、速やかに保健 福祉総合センターに報告してください。</p>

<p style="text-align: center;">しつもん 質 問</p>	<p style="text-align: center;">かいとう 回 答</p>
<p>でんしまねー げんきん 電子マネーは現金ではない ので申告しなくてもよいです か？</p>	<p>げんきん どうよう しよう ばあい おお しんこく ひつよう 現金と同様に使用することができる場合が多いので、申告していただく必要が あります。</p>
<p>ねっとおーくしょん ばいきやく ネットオークションで売却し て収入を得ましたが、申告 しなくてよいですか？</p>	<p>ばいきやくえき しゅうにゅうにんてい たいしよう しんこく 売却益は収入認定の対象となりますので、申告してください。</p>
<p>ねっとはいしん こうこくしゅうにゅう ネット配信で広告収入や 視聴者からの送金（いわ ゆる「投げ銭」）を受け取 りました。申告する必要が ありますか？</p>	<p>えすえぬえす こうこくしゅうにゅうとう しゅうにゅうにんてい たいしよう SNSによる広告収入等は収入認定の対象となります。 必ず収入申告してください。</p>
<p>きんきゅうれんらくさき かなら ひつよう 緊急連絡先は必ず必要 ですか？</p>	<p>あなたに まんいち のことがあったときに、ご親族でしかできない役割（手術の同意 など）については、保健福祉総合センターで代行することはできません。 そのためにも、緊急連絡先の確保と報告についてご協力ください。</p>